平成２３年（フ）第１４７９号
東京都日野市東平山１丁目７―13―2222
破産者　古内美代子
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０３号
東京都板橋区赤塚２丁目23―28
破産者　深澤　明美
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２９号
千葉県柏市高柳1492―２―101
破産者　石井　利根
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３３号
東京都墨田区文花１丁目27―32―302
破産者　成田　久一
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３７号
東京都多摩市貝取２丁目13―１―603
破産者　石川　　護
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３８号
東京都多摩市貝取２丁目13―１―603
破産者　石川　貞子
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４５号
東京都板橋区大山金井町20―１―303
破産者　伊藤恵美子
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７６号
東京都江東区塩浜２丁目26―８―811
破産者　山田　和彌
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７９号
東京都足立区千住５丁目13―５―1907
破産者　松本　英雄
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８４号
東京都練馬区関町北２丁目14―17―202
破産者　牧野　　隆
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０９号
東京都武蔵野市御殿山２丁目21―３―104
破産者　中村　　信
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８号
青森県弘前市大字田園２丁目３番地５
破産者　株式会社テージーオー
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７３５号
埼玉県戸田市笹目南町12番９号
破産者　有限会社森下紙工
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１８号
埼玉県戸田市美女木２丁目10番地の１
破産者　株式会社光洋工業
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４４号
東京都府中市是政６丁目27番地の29
破産者　株式会社越田商店
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６２号
東京都西東京市富士町１丁目２番６号ＴＭヒル102号
破産者　東京コピー社こと　土屋健一郎
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６３号
東京都西東京市富士町１丁目２番６号ＴＭヒル102号
破産者　土屋　知枝
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３６７６号
横浜市緑区霧が丘４丁目８―３　第２霧が丘レジデンス５号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区恵比寿南１丁目14番３号
破産者　株式会社トルマーコーポレーション
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９号
東京都中央区銀座５丁目２番１号
破産者　有限会社楽友軒
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５号
横浜市泉区和泉町3618―７
破産者　株式会社ボンズ
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３０９号
京都市北区等持院中町18番地６
破産者　株式会社瀬尾建築
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
京都市西京区山田平尾町51番地の50　桂坂山荘401
破産者　有限会社ナチュラルサイエンスアート
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係